

財務省 同時発表

2022 年 3 月 15 日

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施します(措置の対象となる貨物及び役務取引等について)

ウクライナ情勢に関する輸出禁止措置等を実施するため、対象となる貨物及び役務取引(技術の提供等)等を定める省令及び告示が、本日官報に掲載されました。

1. 概要

令和 4 年 3 月 11 日に公布された輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和 4 年政令第 59 号)及び外国為替令(昭和 55 年政令第 261 号)に基づく輸出禁止措置等を実施するため、本日、関連する省令及び告示^{※1}を官報に掲載するとともに、関連する通達^{※2}を経済産業省 HP に掲載しました。

※1 関連する省令及び告示

- ・輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令(令和 4 年経済産業省令第 15 号)【新設】
- ・輸出貿易管理規則(昭和 24 年通商産業省令第 64 号)【一部改正】
- ・外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等(平成 22 年経済産業省告示第 93 号)【一部改正】
- ・外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件(平成 10 年大蔵省告示第 100 号)【一部改正】
- ・輸出貿易管理令第二条第一項第一号の五の規定に基づき、ウクライナのドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域を定める件(令和 4 年経済産業省告示第 45 号)【新設】
- ・輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき経済産業大臣が指定する者(令和 4 年経済産業大臣告示第 46 号)【新設】
- ・輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くもの(平成 12 年経済産業省告示第 741 号)【一部改正】
- ・輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物(平成 12 年経済産業省告示第 742 号)【一部改正】

※2関連する通達

- ・輸出貿易管理令の運用通達(輸出注意事項 62 第 11 号)【一部改正】
- ・ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出の承認について(輸出注意事項 2022 第 10 号)【新設】
- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 6 項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について(輸出注意事項 2022 第 9 号)【新設】

2. 今後の予定

令和 4 年 3 月 15 日(火曜日) 公布

令和 4 年 3 月 18 日(金曜日) 施行

3. 関連資料

省令・告示・通達・対外説明資料

4. 関連リンク

- ・貿易管理 HP
- ・ウクライナ情勢関連 HP

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長

猪狩 克朗

担当者: 平山、川目

電話:03-3501-1511(内線 3241)

03-3501-0538(直通)

03-3501-5896(FAX)

(申請先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

担当班: 対ロシア審査班

電話:03-3501-1659(直通)

メールアドレス: bzl-russia-seisai@meti.go.jp